

# 要望書

## 添付資料

- 1 各要望書の要旨
- 2 要望書 11 通及び関連資料

2012 年 9 月 14 日

原発いらない福島の人たち

## 各要望書の要旨

### 1 要望者：有馬克子（須賀川市）…P 4

要旨：修学旅行を長期保養学習旅行とすること。これを早急に実施するため、政府に福島の子どもたちのための窓口を設置すること。高校生から大人にも保養の機会をつくること。

### 2 要望者：黒田節子・佐々木慶子（郡山市・福島市）…P 5

要旨：山下俊一氏の放射線被曝に関する言動につき、召喚し精査すること及びこの結果につき小宮山厚生労働大臣と面会すること。

関連資料：別紙1 2012年1月16日付、日本甲状腺学会会員宛、山下俊一氏書簡 2012年8月26日付、毎日新聞 山下俊一氏インタビュー記事

### 3 要望者：鈴木絹江（田村市）…P 10

要旨：障害を持つ人や難病及び要援護者の視点に立った緊急時避難計画を作成し、避難したか否かにかかわらず、これらの人々も子供同様リスクの高いグループとして支援救済を図ること。原発は即時廃炉にして、再生可能エネルギー確保に努めること。

### 4 要望者：根本正子（郡山市）P 14

要旨：全国各地の避難・保養先を広く広報すること及び、滞在費等を国が支援することで保養を促進すること。

### 5 要望者：福島県民（13人の要望/自主避難者及び福島市在住者）…P 15

要旨：国及び東京電力は原発事故の責任者として、年間1ミリシーベルト基準を遵守し、住宅補助や交通費支給等、避難の権利を実現させるためのあらゆる賠償・補償をすること。保養制度を確立すること。除染費用を賠償し、汚染地域の住宅ローンを軽減すること。放射能汚染状況の情報公開・全食品のベクレル表示等、個々人が安全か否かの判断をすることができるよう情報公開を徹底すること。

### 6 要望者：福島県民（5人の要望）…P 18

要旨：原発事故子ども・被災者支援法への要望。具体的には、障害を持った人への対応策を随所に盛り込むこと、国として保養制度を確立すること、希望者への被曝手帳の配布やエコー検査・ホールボディカウンターなどの被曝検査の義務付け、食品の厳密な検査値の公開等。

7 要望者：高校生を守る保護者ネットワーク…P 19

要旨：高校生の内部及び外部被曝を極力避け、健康被害を生じさせないため、国の費用負担による学校・部活単位等での保養を実現すること。学校等の施設の徹底した放射性物質のモニタリング及び除染、定期的な無料検診、転校希望者への支援を行うことを福島県に義務づけること。

8 要望者：安全・安心アクション in 郡山（3a 郡山・郡山市）…P 21

要旨：低線量被曝を強いられる郡山市に『非常事態宣言』を発令し、子供たちを『中長期的集団保養』させること。被曝低減のため各小中学校のそれぞれの教室にエアコンを設置し、市内に全天候型運動場を建設すること。住民が納得する全住民対象にした定期的な健康診断を実施すること。

関連資料：平成24年9月5日付、郡山市議会に対する「原子力事故による子ども・被災者支援法」に関する意見書の提出を求める請願書

9 要望者：Happy Smile Fukushima（福島市）…P 23

要旨：原発事故子ども・被災者支援法への要望。支援対象地域に暮らす人々の心身の健康確保のため、各種検査の実施・線量計配布・食品のベクレル表示を行うこと。被曝低減策の徹底（小中学校へのクーラー設置・屋内施設の充実・県外への校外学習・専門家を伴った除染・国の支援による保養事業・高速道路無料化等）。国・東電は精神的苦痛の賠償責任を果たすこと。定期的に住民と会合を持ち、実際的な法律とすること。

10 要望者：福島大学安全安心な教育環境をめざす保護者の会…P 26

要旨：福島市を離れる学生について編入・履修につき必要な支援をすること。福島市で学び続けることを希望する学生については、除染・注意喚起・カウンセリング等被曝低減対策を講じること及びこれらの費用は大学負担しないようにすること。再び大量の放射能漏れが起きたことを想定しての訓練や、一つの見解に偏らない放射線学習を行い、学内取り組みを定期的に情報開示すること。

11 要望者：ふくしま集団疎開裁判の会…P 28

要旨：年間被曝量1ミリシーベルト以内の安全な場所での学校運営をすること。子ども及び大人の健康管理の無料化と充実。甲状腺検査につき情報開示やセカンド・オピニオンの自由と補助、郡山市内の各教室へのエアコン設置を行うこと。大人にも1ヶ月以上の放射能からの保養休暇制度をつくること。

■省庁への申し入れ要約…P 29

# 要望書

1. 修学旅行を長期の保養学習旅行に
2. 政府に福島の子どもたちのための窓口がほしい
3. 高校生～大人にも保養の機会を作してほしい

累積線量に高い区域から順に、できるだけ早期に現行の修学旅行や学習旅行をできるだけ線量の低い地域(県内外の)で自然にふれあい、保養・診療ができる保養学習旅行のようなかたちにしてほしい。

・最低でも1週間～1ヶ月。自然体験と、休養、診療、学習と交流ができるように。

★具体的に、学校、学年単位の保養学習旅行をコーディネートする機関と予算の確保とを 大至急新設してほしい(ひょっとして もうあるのなら おしえてください)。

緊急のことなので内閣府直属(?)で、福島の子どもたちのために柔軟に対応できる窓口がほしいとおもいます。

準備段階では、ぜひ直接、福島の父母の声をききに來てくださるよう要望します。

質問としては、福島の子どもたちを守るため柔軟に対応してくれる窓口を内閣府直属でつくっていただけるか？

学習旅行を実現させるための機関をつくってもらえるか？

いつまでにできるか？

予算の確保も 復興に優先してほしい。

他に周りのかたがたから・・・

「高校生以上～おとなにも保養の手当ての支給(助成)をおねがいしたい」という要望もおねがいます。

安全のため、外遊びの制限が徐々に解除されていますが、まだまだ慎重にと周知させてほしい・・・などなど要望があります。

銀河のほとり 有馬克子 (銀河のかっちゃん)

〒962-0403 福島県須賀川市滑川字東町 327-1

電話 0248-73-0331 Eメール hotorinoarima@yahoo.co.jp

銀河のほとり HP <http://plaza.rakuten.co.jp/ginganohotori/>

NPO 百笑屋敷 HP <http://hyakushouyashiki.web.fc2.com/>

携帯 080-5076-4914 [ginganohotori@softbank.ne.jp](mailto:ginganohotori@softbank.ne.jp)

厚生労働大臣 小宮山洋子 様

黒田節子（原発いらない福島の人たち）  
佐々木慶子（原発いらない福島の人たち）

## 要 望 書

小宮山大臣におかれましては、「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」を目指すために、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進と、働く環境の整備、職業の安定・人材の育成といった厚生労働省の政策目標を達成するために、日夜、ご奮闘のこと、心からの敬意を表明いたします。

国民の健康維持と医療保障は貴職の担う重責の柱の一つであり、とりわけ放射線被曝による健康リスクの不安をかかえる原発事故被災地に対しては、特別の配慮をもって健康維持と医療の保障が求められています。しかし、現在の放射線被曝対策が内閣府および複数の省庁に分散して所管されていることから、国民にとって非常にわかりにくい状況になっていますが、大臣におかれましても必要な処置を取る職責があるはずです。

さて、福島県内の放射線被曝にかかわる健康・医療実務の中核機関に据えた福島県立医科大学の副学長であり、実質的にその実権を掌握する山下俊一氏の発言は、県民にとってとうてい納得できず眼に余るものがあります。

2012年1月16日付け、山下俊一氏自身が会長職を務める日本甲状腺学会会員宛ての山下氏の書簡（別紙1）には、福島県による子どもたちの甲状腺検査について『異常所見を認めなかった方だけでなく、5mm以下の結節や20mm以下の嚢胞を有する所見者は、細胞診などの精査や治療の対象とならないものと判定しています。先生方にも、この結果に対して、保護者の皆様から問い合わせやご相談が少なからずあるかと存じます。どうか、今後の検査を受けるまでの間に自覚症状等が出現しない限り、追加検査は必要がないことをご理解いただき、十分にご説明いただきたく存じます』とあります。

この書簡は、被験者や保護者らのセカンド・オピニオンを求める権利を否定し封じるものです。

この件に関して、2012年8月26日付け毎日新聞インタビューで「県外でセカンド・オピニオンを求める保護者が増えているが」という質問に対して、山下俊一氏は『改善策を考えなければいけない。医師の考え方とお母さんの立場にギャップがある。謙虚に声を聞き、信頼関係を築きたい』と応えているものの、セカンド・オピニオンを求める権利を認めるとは明言していません。

「放射線の影響をどう判断するのか」という質問に対しては、山下氏は『小さながんも見つかるだろうが、甲状腺がんは通常でも一定の頻度で発症する。結論の方向性が出るのは10年以上後になる』と応じています。

山下氏はさらに続けて、『県民と我々が対立関係になってはいけません。日本という国が崩壊しないよう導きたい。チェルノブイリ事故後、ウクライナでは健康影響を巡る訴訟が多発し、補償費用が国家予算を圧迫した。そうなった時の最終的な被害者は国民だ』と発言しています。この言葉は、山下氏が放射線被曝による健康被害を予防する職責を果たさないばかりか、現実には健康被害が顕在化した場合、これを医学者の権威により否定し、被害者救済を放棄するという意思をはからずも表明したものと考えられます。

以上、ほんの数例をあげた山下俊一氏の言動ですが、医師免許授与者である大臣に対し、私たちは下記のように要請いたします。

## 記

1. 8月26日の毎日新聞に掲載された記事内容についての真相究明をして下さい。山下俊一医師を喚問し、特に次の項目についての山下医師の考えかたに関して厳しく精査して下さい。
  - a: セカンド・オピニオンの権利を認めるか否か。
  - b: 甲状腺異常の追加検査の必要性。10年も放っておいていいのか。
  - b: 「日本という国が崩壊しないように導きたい…云々」の真意。
2. 上記について近日中に小宮山大臣と直にお会いし、山下氏の責任追及について答えをお聞きしたいと思います。仲間と共に上京したいと思います。

以上

資料① 毎日新聞 2012年8月26日

## 東日本大震災:福島第1原発事故 甲状腺検査、県外と比較 福島の子、3カ所4500人と— 内閣府方針

毎日新聞 2012年8月26日 東京朝刊

<http://mainichi.jp/feature/20110311/news/20120826ddm001040086000c.html>

判定結果	判定内容	人数	割合 (%)
A	A 1 しこりやのう胞がない	24468	64.2
	A 2 5 <sup>mm</sup> 以下のしこりや20 <sup>mm</sup> 以下のう胞がある	13460	35.3
B	5.1 <sup>mm</sup> 以上のしこりや20.1 <sup>mm</sup> 以上のう胞がある	186	0.5
C	すぐに2次検査が必要	0	0

※3月末現在。B、C判定は2次検査を受ける

福島第1原発事故を受けて福島県が始めた子供の甲状腺検査に関連し、国は放射線の影響の有無を調べるために県外でも同様の検査を実施し、今年度中に比較データを得ることを決めた。福島では受診者の約35%にしこりなどが見つかり、県は「良性の小さなう胞やしこりは通常でもよくある」と説明しているが、通常の保有率の精密なデータがなく保護者の不安が募っている。国の担当者は「比較可能なデータを得て、福島の人々の安心につなげたい」という。(3面にクローズアップと「質問なるほど」)

チェルノブイリ原発事故で子供の甲状腺がんが増えたことから、福島県は昨年10月、震災時に0～18歳だった県民約36万人を対象に超音波検査を始めた。今年3月末までに受診した3万8114人のうち35.8%にあたる1万3646人で結節(しこり)やのう胞(液体がたまった袋状のもの)が見つかり、186人が2次検査の対象となった。がんが判明したケースはない。

検査を実施している福島県立医科大の鈴木真一教授は、チェルノブイリ事故後に子供の甲状腺がんが増え始めたのが4～5年後だったことなどから「現時点で放射線の影響が出ることはない」と説明する。一方、放射線の専門家からは「子供の一般的なしこりの保有率を調べて比べなければ、被ばくの影響の有無は判断できない」との指摘が出ていた。

### クローズアップ2012:福島・子供の甲状腺検査 説明不足、不安招く

毎日新聞 2012年8月26日 東京朝刊

(1) <http://mainichi.jp/opinion/news/20120826ddm003040163000c.html>

「子供の健康を見守り、安心してもらうため」として福島県が無料で実施している18歳以下の甲状腺検査に、保護者の不安が募っている。セカンド・オピニオンを求めて県外の病院を受診する人も続出。背景には結果に関する県の説明不足がある。【須田桃子、鈴木泰広、坂井友子】

#### ◇独自受診、県内病院が拒否も

福島県川俣町に住む60歳の女性は6月、4歳の孫を秋田市の中通(なかどおり)総合病院に連れて行った。車と新幹線で片道3時間、前日から宿泊し、甲状腺の触診と超音波、血液の検査を受けさせた。健康診断のため保険は適用されず、費用は約1万4000円。交通費なども約4万円かかった。

福島県立医大から検査結果の通知が来たのは2月。「小さな結節(しこり)やのう胞(液体がたまった袋のようなもの)がありますが、2次検査の必要はありません」とあるだけで、約2年後の次回検査まで放置して大丈夫か不安が募った。秋田の病院で複数ののう胞を確認、気が動転した。医師は半年後の再受診を勧め「今度は病名が付き保険も使える」と言ったという。

この病院には今年3月14日から約5カ月間で福島県の子供ら65人が訪れた。新潟や北海道、首都圏でも同様の受診が相次ぐ。福島医大が実施する県の検査は担当医を日本甲状腺学会など7学会に所属する専門医に限っているものの、検査は設備と経験のある医療機関ならどこでも可能だ。

(2) <http://mainichi.jp/opinion/news/20120826ddm003040163000c2.html>

だが、遠くまで足を運ぶ人の中には、福島県内で検査を拒否された例が少なくない。会津若松市に避難する2児の母親(38)は市内の5病院に電話をかけ、断られた。「診てもらいたい時に診てもらえないなんておかしい」と憤る。

医師らに理由を聞くと、「福島医大と異なる判断が出たら混乱を招く」(福島市の小児科医)▽「保護者の不安を解消するのは民間病院の役目ではない」(会津地方の病院)。県の検査に携わる医師の一人は「今回の福島医大の検査は放射線の健康影響を追跡する世界でも例のない疫学調査。他の病院で受けて県の検査を受けない人が出ると、邪魔することになる」と話した。

福島医大の山下俊一副学長らが1月に日本甲状腺学会など7学会に出した文書の影響を指摘する声もある。

県の検査結果に関する相談があった際、「次回の検査までに自覚症状等が出ない限り追加検査は必要ないことを、十分にご説明いただきたい」との内容だ。同学会に所属する医師の一人は「この文書に従うと、医師は診療を拒否してはいけないという医師法に反してしまう」という。

この文書について山下氏は「県は精度の高い検査を行っているので保護者が混乱しないようにきちんと説明してほしいという意味で、セカンド・オピニオンを与えることを否定するものではない」と説明する。

(3) <http://mainichi.jp/opinion/news/20120826ddm003040163000c3.html>

保護者の不安が広がる中、浪江町は7月、県の検査がない年は町の診療所で検査する事業を独自に始めた。紺野則夫健康保険課長は「県は保護者や子供の気持ちが分かっていない。もっときめ細かく対応しデータを提供すべきだ」と話す。

#### ◇詳細結果、開示請求が必要

福島県の甲状腺検査は、しこりやのう胞の有無、大きさを基に「A1」「A2」「B」「C」の4段階で判定している。BとCは2次検査を受ける。

保護者の不安が最も大きいのは「A2」だ。しこりなどが見つかったが基準より小さいため2次検査の対象外のうえ、通知にはしこりの数や部位、大きさが具体的に記されていないからだ。福島医大には電話の問い合わせが250件を超え、同大は改善を始めた。今後は結果に関する住民説明会も開くという。

だが、他にも課題はある。検査前に保護者が署名する同意書には、結果について「(保護者や本人の)希望により、いつでも知ることができる」と明記されているが、医師の所見やエコー画像を見るには、県の条例に基づき情報公開請求しなければならない。

(4) <http://mainichi.jp/opinion/news/20120826ddm003040163000c4.html>

開示請求はこれまでに6件あった。うち3件が約3週間後に開示されたが、静止画像は通常のコピー用紙に印刷されたもので、より鮮明な画像のデジタルデータは「改ざんされる恐れがある」(福島医大)と提供されなかった。同大広報担当の松井史郎特命教授は「身体に関する情報の取り扱いには特に慎重を期さなければならない。本人と確認するには開示請求してもらおうのが確実だ」と説明する。

これに対し、日弁連情報問題対策委員会委員長の清水勉弁護士は「子供を守るための検査なのに本末転倒だ。検査結果のように本人や保護者にとって切実な情報は、本人と確認できれば速やかに希望する形で開示すべきだ」と指摘。仮に提供した画像が改ざんされても「元データを管理していればよい話で、非開示の理由にはならない」という。

クローズアップ2012:

### 福島・子供の甲状腺検査

#### 山下俊一・福島医大副学長(甲状腺検査責任者)の話

<http://mainichi.jp/opinion/news/20120826ddm003040168000c.html>

毎日新聞 2012年08月26日 東京朝刊

#### ◇「親の声、謙虚に聞く」

福島医大で甲状腺検査の責任者を務める山下俊一副学長に、課題を聞いた。

—検査の目的は。

◆ 県民の健康増進のための医療サービスで、決して調査研究ではない。WHO(世界保健機関)の推計で、福島住民の被ばく線量はどんなに高くても100ミリシーベルト。100ミリシーベルト以下の健康リスクは明らかには証明されていない、または非常に小さいというのが科学者の国際的合意だ。

—県外でセカンド・オピニオンを求める保護者が増えているが。

◆ 改善策を考えなければならない。医師の考え方とお母さんの立場にギャップがある。謙虚に声を聞き、信頼関係を築きたい。

—放射線の影響をどう判断するのか。

◆ 小さながんも見つかるだろうが、甲状腺がんは通常でも一定の頻度で発症する。結論の方向性が出るのは10年以上後になる。県民と我々が対立関係になってはいけない。日本という国が崩壊しないよう導きたい。チェルノブイリ事故後、ウクライナでは健康影響を巡る訴訟が多発し、補償費用が国家予算を圧迫した。そうなった時の最終的な被害者は国民だ。

別紙1 2012年1月16日付け、日本甲状腺学会会員宛て、山下俊一氏書簡



日本甲状腺学会 会員の皆様へ

福島県では、東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原発事故による放射能汚染を踏まえて、県民の「健康の見守り」事業である長期健康管理を目的として、全県民を対象とする福島県「県民健康管理調査」を行っております。そのなかで、震災時に0から18歳であった全県民を対象に、甲状腺の超音波検査を開始して参りました（県民への説明文書をご参照下さい）。

これまで、平成23年10月からの福島県立医科大学附属病院での土日祝日の実施、その後11月中旬からの学外各地域での平日の実施と、すでに1万5千人を超える方に対する一次検査が終了しています。

このたび、学内外の専門委員会での協議を経て、その検査結果を順次ご本人のもとに郵送でお知らせする予定であり、ご支援をいただいている関係学会の先生方にも、この結果への対処につきご理解を頂きたくご連絡申し上げます。

さて、一次の超音波検査で、二次検査が必要なものは5.1mm以上の結節（しこり）と20.1mm以上の嚢胞（充実性部分を含まない、コロイドなどの液体の貯留のみもの）としております。したがって、異常所見を認めなかった方だけでなく、5mm以下の結節や20mm以下の嚢胞を有する所見者は、細胞診などの精査や治療の対象とならないものと判定しています。先生方にも、この結果に対して、保護者の皆様から問い合わせやご相談が少なからずあろうかと存じます。どうか、次回の検査を受けるまでの間に自覚症状等が出現しない限り、追加検査は必要がないことをご理解いただき、十分にご説明いただきたく存じます。

なお、本検査は20歳に至るまでは、2年ごとに、その後は5年ごとの節目検査として長きにわたる甲状腺検査事業となり、全国拠点病院との連携が不可欠であり、今後広く県民へも周知広報される予定です。

今後とも本検査へのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成24年1月16日

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター長 山下俊一  
同 上 臨床部門副部門長（甲状腺検査担当） 鈴木真一



# 「親の声謙虚に聞く」

福島医大で甲状腺検査の責任者を務める山下俊一副学長に、課題を聞いた。

——検査の目的は。

◆県民の健康増進のための医療サービスで、決して調査研究ではない。WHO（世界保健機関）の推計で、福島住民の被ばく線量はどんなに高くても1000ミリシーベルト以下。1000ミリシーベルト以下の健康リスクは明らかには証明されていない、または非常に小さい。

福島医大  
(甲状腺検査責任者)

山下俊一 副学長



いというのが科学者の国際的合意だ。

——県外でセカンドオピニオンを求める保護者が増えているが。

◆改善策を考えなければならぬ。医師の考え方とお母さんの立場にギャップがある。謙虚に声を聞き、信頼関係を築き

たい。

——放射線の影響をどう判断するのか。

◆小さながんも見つかるだろうが、甲状腺がんは通常でも一定の頻度で発症する。結論の方向性が出るのは10年以上後になる。県民と我々が対立関係になってはいけない。日本という国が崩壊しないよう導きたい。チェルノブイリ事故後、ウクライナでは健康影響を巡る訴訟が多発し、補償費用が国家予算を圧迫した。そうなった時の最終的な被害者は国民だ。

# 障害を持つ人や難病・要援護者の緊急時対応と原発事故からの救済

## 要望書

2012年9月14日

福島県田村市在住

鈴木 絹江

ganbarefukushima@mopera.net

私は福島県田村市に住み、障害を持つ人の自立生活支援をしております。

この度の地震・津波そして原発事故は、福島県民のみならず岩手や宮城に住む人にも18877名（'12年9月7日付）の死者や行方不明者を出しました。その中でも、とりわけ障害を持つ人たちは、障害を持たない人の2.5倍もの死者数と、災害関連死では1263人の約9割が70歳以上の高齢者の死亡でありました。（'12年3月末現在）

原発事故においては、その緊急避難時に障害を持つ人や難病及び要援護者の避難計画・方法や手段が実行力を伴わないものであることが今回の事故発生時の対応で露呈しました。

障害を持つ人や難病及び要援護者の生活視点から今回の自然災害や人災の原発事故を振り返り、誰もが安心して暮らせる社会のためには、緊急時の避難計画をしっかりと実行力のあるものとする事と、現在進行形の福島原発事故被曝者に対して支援救済を図ること。

更には全国の原発は即時廃炉にして、再生可能エネルギーでのエネルギー確保をすることを強く求めます。

## 要 望

**【1】**緊急時避難計画は障害を持つ人や難病及び要援護者の視点に立ち、実行力のある支援策を講じること

**【2】**原発事故においては障害を持つ人や難病及び要援護者に対し、避難する人にも福島県に留まる人にも又戻る人にも、子供同様リスクの高いグループとして支援救済を図ること

**【3】**原発は即時廃炉にして、再生可能エネルギー確保に努めること

**【1】**緊急時避難計画は障害を持つ人や難病及び要援護者の視点に立ち、実行力のある支援策を講じること

具体的には、

- ① 緊急時情報提供＝障害を持つ人へのわかりやすい情報提供の在り方  
・テレビ・新聞報道等は正確な情報を提供すること＝スピーディ情報 等  
・「爆発的事象？」「ただちに人体に影響はない？」等わかりにくい表現は避けること  
・新しい言葉＝ $\mu$ （マイクロ）Sv（シーベルト）などには必ず注釈を明記しておくこと
- ② 緊急時の手話通訳士の確保＝ニュースや避難先・地元の役所など
- ③ 実行力のある避難計画を作成＝地域の誰が、どこに、どの様な手段で避難するのかと政府や県・地域役所の中での避難誘導の発令権と責任者をはっきりしておくこと
- ④ どこに避難するかを決めておく＝障害を持つ人や難病及び要援護者等（以下障害を持つ人など）の避難先はホテルなどを確保する。避難先とは常時に連携しておき、避難先見学などをする。避難先は体育館ではない。体育館避難により寒さと疲労困憊で多数の人が亡くなった。（新聞記事添付）
- ⑤ どの様に避難するかは、障害を持つ人などが移動できる手段としての車両その他を設計確保すること＝現在のバスの形では寝たきりの人などが起こされて移動中に死亡した。車いすのまま数台が乗車できることや、横になって移送できるバスなどを設計・増設すること  
救急車も考慮が必要＝電動車いすが入らないなど
- ⑥ 避難先での支援者確保と整備＝障害を持つ人などに緊急時に対応する人材の確保が必要であ

る。手話通訳士・視覚障害者の手引きと死亡者や行方不明者などの情報提供・障害を持つ人の介護人などの確保＝他県や本県で地域の福祉事業所などへの協力体制や定期的なシュミレーションしておく

- ⑦ 福祉サービスを利用していない障害を持つ人などがいる家族への支援＝常時福祉サービスを受けていない人が今回の災害時や避難時に地域に取り残された また、相談するところもわからない状態があった
- ⑧ 原発事故などによる災害時の介護支給時間数の不足に対しては、1日24時間の緊急時時間数を決めておく
- ⑨ 原発事故などによる長期化する避難生活における障害を持つ人などが住める住宅の確保＝仮設住宅は建設されたが、障害を持つ人などには住みにくい住宅である 阪神淡路大震災時の反省の中に障害を持つ人の仮設住宅の情報がありながら、今回も生かされなかった。きめの細かい支援策ができる政府や県・役所の判断と支援が必要
- ⑩ 医療機関との連携を常時に図っておく＝原発事故のように、ふるさとから遠い所に避難を余儀なくされ、医療機関も避難を余儀なくされて治療も薬も手に入らない状態の中で、障害を持つ人などの死亡や病状悪化が相次いだ。
- ⑪ 放射能の影響のない水の確保で人口透析の人の治療がおこなわれているのか、確認と確保が必要である
- ⑫ 体育館などの避難先での障害を持つ人のトイレ・ベット・着替え場所確保には、一般の人よりも特別な配慮が必要＝トイレが混雑しているために水分を取らない、ベットがないために車いすで何日も過ごすなどで体調を崩した人が続出

**【2】**原発事故においては障害を持つ人や難病および要援護者に対し、避難する人にも福島県に留まる人にも戻る人にも、子供同様リスクの高いグループとして支援救済を図ること

- ⑬ 避難準備区域や屋内退避時にも、障害を持つ人は避難対象者として扱うこと＝障害を持つ人の一人暮らしやそれに準ずる家庭は、介助者が来なければ移動もトイレも食事をとることもできない。救援物資が届かずに屋内退避では餓死することとなる
- ⑭ 放射能リスクの高いグループとして、子供・妊婦・障害を持つ人などを優先して避難させること＝自主避難であっても同じ
- ⑮ 障害を持つ人などの避難に対し、人権軽視の発言には謝罪が必要＝リスクが高い要援護者の移送はしない選択肢もあるとの人権軽視の発言があるが、見捨てる社会であってはならない 謝罪を求める＝(新聞記事添付)
- ⑯ 原発事故による避難指示がある地域での緊急時に対応を迫られる一般事業所の介護職員やヘルパーなどへの被曝に対しての治療や検査の責任は国にあることを明らかにしておく
- ⑰ 優先避難や医療との連携を放射能ハイリスクの人への特別な支援策として講じること＝放射能被曝において子供の感受性が高いことは周知の事実としてあるので再度の発言はしないが、免疫不全症候群の人や障害を持つ人などへの救済は優先して避難や治療検査の支援策が必要である
- ⑱ 障害を持つ人などが、福島県内に留まる時には正しい情報による防御策や被爆健康手帳の配布・健康管理支援の徹底を講じること＝役所の担当者が定期的に健康に対する相談を行うこと
- ⑲ 障害を持つ人などが避難先から戻ったり、避難しないで留まっている人への1年間に必要な保養の機会を国の責任のもとに行われること

**【3】**原発は即時廃炉にして、再生可能エネルギー確保に努めること

- ① 再生可能エネルギーを確保すること＝原発がなければ人工呼吸器をつけている人などの電気供給に支障が生じるなどと、原発推進のダシにしないこと
- ② 障害を持つ人などは、原発のない安心した地域での暮らしを切望している

## 資料①

### ＜震災関連死＞70歳以上が9割、「疲労原因」福島に集中

> <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120821-00000090-mai-soci>

復興庁は21日、東日本大震災の被災者が避難所などで体調を崩して亡くなった「震災関連死」に関する最終報告書を発表した。調査対象になった岩手、宮城、福島3県18市町村の死者1263人の約9割は70歳以上の高齢者。死亡原因(複数回答)については「避難所生活の肉体・精神的疲労」が638人と半数を超えた。そのうち福島県内が433人を占め、東京電力福島第1原発事故が広範囲・長期間にわたり多数の住民を苦しめている実態が鮮明になった。

報告書は21日の関係省庁による検討会で示された。復興庁が把握した震災関連死は1都9県の1632人(今年3月末現在)。そのうち、震災・原発事故の被害の大きかった福島、岩手、宮城3県の18市町村1263人を対象に死亡診断書などで原因を調べた。地域の内訳は、福島県が12市町村(南相馬市、浪江町、いわき市、富岡町、大熊町、双葉町、飯舘村、楡葉町、川内村、広野町、葛尾村、田村市)の734人▽岩手県の3市町(大船渡市、釜石市、大槌町)と宮城県の3市(石巻市、仙台市、気仙沼市)が計529人。70歳以上が1094人を占め、世代別では80代が549人で最も多い。全体の約半数が震災から1カ月以内、約8割が3カ月後までに死亡していた。死因は避難所生活の疲労が最多で、冷たい床に薄い毛布1枚を敷いていた▽寒さで布団にすることが増え、体が動かず食事や水分も取れなくなった▽狭い避難所に詰め込まれて疲労困憊(こんぱい)した――など、心身に強いストレスを受けた事例が並ぶ。

続いて「避難所などへの移動中の精神的・肉体的疲労」が401人。福島県は380人で、宮城、岩手両県の21人より圧倒的に多かった。**原発事故の発生で病院・介護施設から移送された患者らが死亡したケースが主で、検討会が意見聴取した有識者から「リスクが高い場合は移送しない選択肢も考慮すべきだ」との指摘が出た。**

ほかの死因では、病院の機能停止や転院による既往症の悪化が283人、地震・津波による肉体的・精神的な負担が150人、原発事故の肉体的・精神的負担も34人いた。報告書は今後の地震・津波災害に備え、避難所の食料確保や寒暖対策、心身の保健医療など震災関連死を防ぐための「配慮すべき事項」について、災害救助法の改正も視野に法整備を進めることなどを提言した。【岡崎大輔】

★震災関連死 建物倒壊による圧死や津波による水死など震災を直接の原因とする死亡ではなく、長引く避難所生活の疲労や震災の精神的ショックなどで体調を崩して死亡したケースを指す。遺族が申請して市町村が震災との因果関係を認定すれば、直接死と同様に最高500万円の災害弔慰金が支給される。政府は統一基準を設けておらず、厚生労働省が東日本大震災の後、新潟県中越地震(04年)の際に長岡市が認定した事例を参考にすよう、被災自治体に通達した。

## 資料②

### 東日本大震災で亡くなった人の遺体が数百～千体あると推定

<http://www.47news.jp/CN/201103/CN2011033101000278.html>

福島第1原発事故で、政府が避難指示を出している原発から約20キロの圏内に、東日本大震災で亡くなった人の遺体が数百～千体あると推定されることが31日、警察当局への取材で分かった。27日には、原発から約5キロの福島県大熊町で見つかった遺体から高い放射線量を測定しており、警察関係者は「死亡後に放射性物質を浴びて被ばくした遺体もある」と指摘。警察当局は警察官が二次被ばくせずに遺体を収容する方法などの検討を始めた。当初は20キロ圏外に遺体を移して検視することも念頭に置いていたが、見直しを迫られそうだ。

警察当局によると、高線量の放射線を浴びた遺体を収容する際、作業する部隊の隊員が二次被ばくする可能性がある。収容先となる遺体安置所などでも検視する警察官や医師、訪問する遺族らに被ばくの恐れが生じる。

遺体は最終的に遺族か各市町村に引き渡すことになるが、火葬すると放射性物質を含んだ煙が拡散する恐れがあり、土葬の場合も土中や周辺に広がる状況が懸念される。

警察当局は現場での除染や検視も検討しているが、関係者は「時間が経過して遺体が傷んでいるケースは、洗うことでさらに損傷が激しくなり問題だ」と指摘している。

身元確認のため、遺体から爪だけを採取してDNA鑑定する方法もあるが、爪も除染する必要があり、かなりの手間と時間がかかるという。

27日に、大熊町で見つかった遺体は、除染が必要な基準の一つである10万cpm（cpmは放射線量の単位）まで計ることができる測量計の針が、振り切れる状態だったという。このため福島県警の部隊は遺体の収容を断念している。

## 資料③ 北海道深川市立病院医師、松崎道幸さんの意見書

「今、福島の子ども達に何が起きているか」

ページ数が多いので、福島の女たちのブログにアップロードしました。

福島の子どもたちが置かれている環境についての考察です。ぜひご一読ください。

原発いらない福島の女たち <http://onna100nin.seesaa.net/> 9月19日をご覧ください。

<http://onna100nin.seesaa.net/article/293217711.html> (9月19日のアドレス)

<http://onna100nin.up.seesaa.net/image/E58CBBE5B8ABE381AEE6848FE8A68BE69BB8.pdf> (PDF)



# 要 望 書

これからの保養先、避難先を全国各地ご紹介下さい。

全国各地、または線量の少ない福島県内、その他、放射能の心配のない地域の国民宿舎、ホテル、旅館、雇用促進住宅など、公的施設などをHP やマスコミなどを使ってご紹介下さい。

宿泊費用等は格安でおねがいします。

(国からの支援をお願いします)

保養、避難、時期、日程の事情は各家庭さまざまと思いますので、ユースホステルのように管理人、施設管理体制がしっかりしている施設に各自事情に応じて短期でも長期でも申し込むことができれば有難いです。

その際、あまり厳しい条件など無いようにして、なるべく皆さんが申し込めるようにしてほしいです。

また、地元の方もそこにボランティアできるかと思えます。

企業からの支援、寄付もそこに集まり易いと思えます。

よろしくをお願いします。

理由

現在やむを得ず地元で暮らしていても、時々でも、保養、疎開をすれば多少は安心できるかと思えます。

福島県郡山市 根本正子

# 福島県民の声(13人の要望書)

1. 私は、昨年、娘を連れて郡山市より川崎市に自主避難しています。  
福島第一原発事故にて私達は、昨年3月11日以前には、もう戻れません。悲しいですが、前に進むしかありません。その為には、東電や国が、国民に謝罪し償って頂かなければ、これからの子ども達に申し訳ないと、思いますし、法治国家としてこのまま終わらせる事は断じて出来ません。昨年私は、ADRを通じて訴訟を起こしましたが、それは無惨な物でした！  
初めから東電は、私達国民に対してなんの罪の意識はなく白々しく、そして初めから国民をバカにした態度に腹立たしささえ感じ何とか、この人達に罪の意識と、罪を償って欲しいと言う強い気持ちが湧き出て今に至っています。一年半たった今も、何も変わらず、原発が又再稼働させてしまう今の国に対して、国民として何が出来るのか！みんなで声を上げて行きたいと思えます。このまま終わらせる訳には行かないのです！
2. 要望は、法の定めのとおり、年間1ミリシーベルトを超える地域の避難すべてはこの基準値を厳守することから始まると私は考えます。  
その上で生活に係る支援金や健康保障など(除せんや保養など)、避難する権利と留まる権利が対立しないようにそれぞれに弱点となる箇所の保障を確立してほしいです。  
避難した者は住居と仕事の不安を抱えていますし、留まる者は健康不安を抱えています。  
除せん費用を個人で賄うことにも限界がありますし、本来なら事故当事者の東京電力がしなければならない作業です。  
除せん費用のすべてを負担してほしいです。  
精神的苦痛の代償もちろんあるでしょう。  
考えればあれもこれもとでてくるかもしれませんが、最低限上記事項だけは曲げてほしくないと思っています。  
どうぞよろしく願いいたします。 (大阪に避難中)
3. 避難する権利を認めること。  
チェルノブイリにおいて認められた、この権利が個人の選択により認められることを求めます。  
小国日本において、すべてのコミュニティーがそれを保持したまま移転、避難することが困難であるならば、せめて将来を担い、この国を支える子供たちをその家族と共に支援して保護する制度が必要です。(福島市在住)
4. 郡山市富田町→山形市十日町に母子避難しています。小学6年生と3年生の息子と来ています。知り合いも親戚もいないので大変です。←愚痴ってすみません。  
被災者支援法の要望ですがまず急ぎ、借上げ先の変更がしたいです。借上げ制度は一度きりでは困ります。上の子が来年は中学生です。中学で転校や県外受験も避けたい。もう子供は福島にはもどさないと決めました。移住も考えているので求人数のある関東(埼玉に)に移りたいのです。下の子の前歯が前に出ている矯正が始まるので、急いでるんです。まさか帰らないとは、最初は考えていませんでした、方向転換したい方はたくさんいると思います。これは早く決めてほしいです。甲状腺の膿疱はできてる子がほとんどなので、半年に一度の定期検査(エコーと血液検査)をしてほしい。良性でもいつがん化するかわからないし、がんは夏に成長するって聞きました。自分達夫婦も、私は乳ガン検診など、親もしなきゃならないと。子供が18歳までは死ねませんから。  
高速道路の無料化。交通費の支給。  
家のローンの軽減です。高圧洗浄機で洗っても落ちませんし、賠償してほしい。郡山の友達で、庭など4マイクロシーベルトあるって人が二人いました。帰れませんよ。  
自主避難のみなさんは私もですが、二重生活で月に10万くらい、以前の生活より、多くかかっているみたいです。厳しい現実です。これも援助してほしい。  
住民票を移さないで避難することを認めてほしいです。高校受験など、住民票の移動を義務付ける手続きはやめてほしい。  
県によって学力が違い、カリキュラムが違うので困ります。教科書、全国统一すればいいのに…(笑)。高校は奨学金。小中学生は給食費学用品など負担していただきたい。幼稚園保育園は無料化。福島



市の方が、山形市は公立の幼稚園がないから保育料が大変だと、子供が二人いると避難もできないとおっしゃっていましたよ。

各家庭にあった仕事のあっせんもしてほしいです。よろしくお願いします

5. 子ども被災者支援法に対して盛り込んで欲しい内容があります。  
私たちは県内自主(区域外)避難をしています。公的な支援は全くありません。  
どこに避難したかに関わらず、支援の対象にして欲しい！というのが切実な願いです。  
簡単ではありますが、よろしくお願いいたします。(福島県に県内自主避難の権利を求める会)
6. 要望に行かれるとのことで、いくつか私の考えもお伝えできればと思い、メールさせていただきました。  
私は今、小学生中学生の息子2人と、仙台に母子避難しております。夫は福島に残っており、私も週末福島で仕事がありますので、毎週福島に帰っております。子どもたちも家族の時間を過ごすために毎週帰っております。この交通費が実はかなり負担となっております。福島市周辺から仙台や米沢に避難している人は、自宅と行き来する人も多く、交通費は大きな問題と思います。避難者には自宅との交通費を支給するか、パスのようなものを支給していただけたらとても助かります。  
それから、中学生の息子は高校進学もそろそろ考えなければならないのですが、福島市に住民票をおいたまま、宮城県の公立高校に入学できるような措置をこうじていただけたら、と思います。  
仙台にいても、我が家の生活基盤は福島にあると思っておりますし、家族がバラバラにならないためにも、福島の自宅に住民票をおきたいと考えています。  
以上のことを要望として挙げていただけたら、大変ありがたいです。どうぞ宜しくお願い致します。
7. 私は福島県から、西日本へ母子避難をさせていただいています。今は被災者として、様々な現場でお話をさせて頂いております。  
「保養」を。チェルノブイリでも1ヶ月間放射能の心配のない所に保養に行った子供たちの体内の放射能が50%から70%少なくなると言われています。どうか子供たちに保養の機会を与えてくださいますように、お願いいたします。  
私たち避難者は子どもを守るために母子避難をし、父母や働きざかりの夫を被災地に残してきているものがほとんどです。私達は「夫が原爆ブラブラ病になり、働けなくなったらどうしよう?!」という不安と隣合わせで生きています。広島 長崎では原爆投下の放射能の影響により何もする気力がなくなり 働けなくなった方々が大勢いました。  
ですから、大人の保養も必要だと考えています。日本の各種産業の技術者を研修や技術 提携などを兼ねて、保養させて頂きたいのです。農業.酪農の技術者(日本の有機農家の作る野菜は一度食べたら忘れられない素晴らしいおいしさです!!).それから医療関係者.介護者が倒れたら、日本はおしまいです。今までも数が少なかった上に、原発事故以降、被災地を離れる医療従事者、介護者が増えたのです。保養できるようになれば 被災地 で働く医療関係者も増えるのではないのでしょうか。
8. 食品の放射能の汚染の暫定基準値をさげて、尚且つ、測定する際の下限值もできるだけ0に近づけるようにしていただきたい。測定者の研修をしっかりとるように呼び掛けていただきたい。  
日本全国に放射能測定器が設置されるように、要望していただきたいです。被災地にも安全な食品があります。避難するしないに関わらず、放射能の移行の少ない農作物を作っていくなど、工夫出来るようにしていきたいのです。日本国内を厳しくすることにより外国に輸出される物も更に安全になるようにとの思いです。
9. 避難の権利を確立してほしいです。  
現在は区域外避難で福島の隣県にお世話になっていますが、二重生活による生活費の増大に困っています。借り上げ住宅制度が切れた後の生活も全く読めない、将来に展望の持てない生活です。
  - ・借り上げ住宅制度のような、住宅の補助制度。
  - ・父親が会いに来る、またこちらから会いに行くためのガソリン代の補助
  - ・避難先での光熱費の一部でもいいので補助
  - ・福島にある家のローンを免除する仕組み

- ・一定以上被曝している地の(最低でも早川マップの色のついているところ)子どもだけでなくお年寄りまで全ての人の、“尿検査による内部被曝検査”、“血液検査”、“甲状腺エコー検査”をせめて半年に一回定期的に受けられるように、市民健診のようなシステムを！

10. 1. 県内各エリアの汚染状況を公開明示するとともに、そこで住み続ける場合のリスクを開示して欲しい(自主避難するかどうかの判断材料を提示して欲しい)

1. 全食品のベクレル表示を義務付けて欲しい。
1. 自主避難に関する関係情報を広報や新聞などをとおして、より積極的に流して欲しい。
1. 自主避難者に対する避難経費助成ならびに生活再建のための支援資金を補助して欲しい。
1. 自主避難に関して、福島県内で会津地区などへの避難も県外非難と同様の扱いを認めて欲しい。
1. 会津地区へ自主避難住宅を建設して欲しい。

このことは、前記の対策と合わせて、会津なら郡山市などから通勤可能なので、父と母子が離れて生活する困難な状況を減らして避難生活が出来る(経済活動をあまり低下させない)

1. 新潟に自主避難している人の情報ですが、週末だけの利用はまかりならんで、退去せよと言われた由だ。なぜなら、新潟県では週末利用でも良かろうと考えているが、福島県から指示されているので認めるわけにはいかない。と言われたそうです。

こういうことを解消して、例え週末利用でも良い(それにより20~30%被曝量を減らせるわけだから)ということを確認して欲しい。

1. 自主避難者として住宅の契約期間は当面2年間であるが、原発事故(放射能)の性格からして回数を限定しない自動更新を制度化して欲しい。

1. 避難住宅と、自宅を行き来する場合の高速道路利用料金について無料化して欲しい。

以上よろしく願いいたします。

11. 国と福島県と各市町村は原発と放射能による健康への影響等の最新情報を必ず速やかに公表することを義務づけて欲しい。モニタリングポストの周辺だけ除染や土の入れ替えをし、空間線量が低くなったから安心というようなことを一切禁止して欲しい。

マスクの着用を呼びかける、強風時・雨天時の屋外活動(部活動)等の禁止など、被曝を極力避ける対策を取り、子どもたちに周知させて欲しい。

県内の全ての小中学校の生徒に、国の責任で積算線量計を持たせてほしい。

車道より歩道など通学路の数値が高くなっているため、至急除染して欲しい。

(福島市 在住)

12. 1. 福島県民と放射線量が高い他県の人利用できる「公的避難宿泊施設」を新設して欲しい。

2. 希望するすべての福島県民に積算線量計を配布すること。

3. 学校施設のプールを屋内施設にして欲しい。

4. 福島県民に「避難休暇」「除染休暇」を認めること。 (福島市在住 母)

13. 1、保養休暇条例でもいいので、お願いしますと。といいますのも、まだ私の娘は未就学児です。保養へ行くにも親と一緒にいかなければ行けません。今までは育児休暇中で、保養へ行かせていただくことができました。しかし、仕事が始まってしまえば、長期での保養は無理です。私のような立場で、仕事をしている親をもってしまった子どもたちは、行けない子たちも多いのではないのでしょうか。ましてや、保養休暇として設置していただければ、休みも取りやすいのではないかと。

2、保養先との姉妹都市提携

毎年保養へ行ける、という安心感。などなど。

あとは、高速道路無料化はぜひ、お願いしたいところです。 (福島市在住 母)

# 子ども・被災者支援法への要望

～ 福島県民の声より ～

①子ども・被災者支援法についての要望ですが、子供の中には障害を持つ子供もいることから、その障害の特性に応じた対応策が必要であると、各所に付け加えてほしいかと思えます。

たとえば避難にしても、避難先や住宅の確保への特別な配慮(バリアフリーの住宅や手話通訳など)が必要になります。保養にしても、家族が同伴でないと参加できないことや、家族がどうしても参加できない時の対応策。

緊急避難地域でなくても、障害を持つ児童(成人も)の場合の避難は屋内退避であっても一足先に避難が必要になること。自主避難であっても避難対象者になる特例など。

また、医療機関との連携や専門機関への連携のほか、家族がひとりで抱えることができなくなりますので、家族への支援なども必要になります。

まとめれば、子どもの支援等のほかに、その障害種別に応じた特別な配慮が必要になります。

今回の災害時には、障害を持たない人の2.5倍の死亡率が確認されています。

災害関連死にしてもその様な被害が出ています。避難時にも、家に放置された障害を持つ人もありました。私は、子供の中にも障害を持つ児童がいること、立場の弱い人たち＝子供・妊婦・障害を持つ人や要介護者の高齢者は、同一線上に考えてこの支援法の中身を考えてほしいと願っています。どうぞこの旨を考慮して、どの様な命も大切にされて生きることの出来る社会を創造していく一助になればうれしいです。(田村市在住 女性)

②福島県内すべての子どもたちを対象に国として保養プログラムを組んでいただきたいです。

ひとりひとりの生活形態や経済状況または放射線に対する意識の違いによって、長期保養が出来ないでいる子どもたちもいます。国で実施する形でなければ、すべての子どもたちを守ることはできないと思います。ぜひよろしく願います。(会津美里町在住 女性)

③この度お願いしたいことはホールボディカウンターを各市町村に設置し計測するように要望します。

外国で計測した結果大丈夫な数値という我が子の値にショックでした。いくら大丈夫と言われても、それだけのものが事故後に体内に入ってしまったのに。強い強い憤りを感じます。

よろしく願います。(喜多方市在住 女性)

④要望

1. 支援地域は当然年間1ミリシーベルト超える地域とすること
2. 1の地域に住む人は、それ以外の地域に移住する権利を認め、生活の基盤づくりを支援(住居、仕事農地の確保など)。現在の居住住宅土地は買い取ってもらえる。
3. 1の地域に住んでいても移住を望まない世帯に子どもがいれば、年間に数回、毎回1か月程度の低線量地域に保養、教育させることを義務づける。
4. 1の地域に居住する(または居住していた)子どもは6か月に一度健康診断を義務づける(甲状腺エコー、血液、尿検査など)。
5. 1の地域に該当する人にはアラームつきガイガカウンターの携帯を義務づける。
6. 「放射線安全派、危険派」の公開討論会とか、福島県内で開催してほしい。  
それぞれの県民が自分で考え判断する機会を設けてほしい。(福島市在住 女性)

⑤要望

- ・食品の放射能検査の結果は、基準値以下か以上かだけでなく機器の検出限度と検査値を公開し消費者保護の立場をとってほしい。
- ・希望者には被曝手帳を配布し、子供だけでなく希望者にはWBCでの検査を毎年行ってほしい。
- ・低線量被曝についての調査・研究を進めていただきたい。もちろん、長崎・広島の被曝者のようにデータを取られて後は隠ぺいされたということのないよう、早期発見、早期治療を目的としたものであること。  
(子供達のために、すすんで実験台になりたいと思っている方もいます)(白河市在住 男性)

# 高校生の命を守るための要望書

～たったひとつの命を守り未来につなげるために～

2011年3月11日に発生した福島第一原発事故から、間もなく1年半になろうとしています。依然として事故の収束への道は程遠く、あいかわらず放射性物質が排出され続けています。

福島県内の高校の多くは昨年4月始めから授業が開始され、この一年半の間ほぼ通常通りに部活動や体育の授業を行ってきました。しかし、高校生には線量の高い校庭の表土除去をしたこと以外に、マスクをするような指導も積算線量計の配布も殆どありませんでした。放射能から身体を守る対応がなされていない状態で現在に至っています。

(積算線量計については二本松市、伊達市などの配布あり、自治体による)

高校生でも、発育状況には個人差があり、細胞分裂もまだまだ盛んですし、これから子どもを産み育てていく年代に一番近い「子ども」でもあります。放射線のリスクについては様々な言説がありますが、子どものリスクが大人の10倍であるならば、高校生のリスクについても憂慮すべきだと思います。まして部活動、体育、長距離の自転車通学等の呼吸によりかなりの内部被曝が心配されます。

しかし、多くの高校生が部活動等で全国大会を目指して休む間もなく練習に励み、進学校では夏休み、冬休み、春休みも課外授業があり、授業も欠席すると受験に影響が出るおそれもあるなど、保養に出かける可能性さえ無いような状況です。また、学校生活において友人たちとのコミュニティーができており自分だけ保養に出かけるなど出来ない、と多くの高校生が言います。

こういう状況に置かれている高校生の内部及び外部被曝を極力避け、健康被害を生じさせないためにも、保養、学校などの施設の放射性物質のモニタリング、除染、定期的な検診、転校希望者へのサポート等を福島県に義務付けることをお願いいたします。

「原発事故さえなかったら」福島県の子どもたちも他県の子どもたち同様、ごく当たり前の学校生活を過ごせたはずです。国策としての「原子力発電」の事故により、今も被曝を強いられていることを認識して頂き、国策として全力で子どもの命を守って頂きたく下記の通り対策を取って頂くことをお願いいたします。

<高校生の命を守る保護者ネットワーク>

## 記

1) 被曝限度量1m Svの法令を順守してください。校舎敷地内の空間線量だけでなく、敷地内の土壤汚染の正確な数値を確認し、汚染マップを作成し、徹底した除染をして下さい。**福島県の子どもたちにも安全な環境の中で教育を受ける権利があります。原発事故以前の環境に戻らない限り安全とは言えません。**

2) 子どもたちの健康を守るべく必要不可欠な保養を国の命令で行い、費用も全て国が負担して下さい。福島県内だけでなく、福島県外の非汚染地域(低汚染地域)で、最低でも1ヶ月間のクラス単位、学年単位、或いは部活動単位で継続的に保養をさせて下さい。先にも述べたように、時間的にもゆとりが無い、コミュニティーの分断による心理的な不安があるなどに配慮し、多感な年代の子どもたちを他の地域の高校生と同じように過ごさせて欲しいです。

3) 2)については、国が施設等の確保や安全な食材の供給、及び費用の援助を、民間団体等に協力を呼び掛けるなどして保養が出来るプログラムを組み、福島県に実行するよう義務づけて下さい。

**誰一人もれることなく、家庭の負担がかからないようにして欲しいです。**

4) 早急に精密なあらゆる検査を無料で行い、継続して健康の管理をすること。県外に避難している子どもに対しても無料で検査を受けられるようにして下さい。また、検査の際には検出限界値を出来るだけ低くして下さい。

現在の甲状腺検査を半年ごとにし、WBCも1ヶ月あるいは3カ月ごとに検査して欲しいです。また、データを取るのではなく、何らかの病気になった時に、手遅れにならないように、医療の視点で検査をして下さい。チェルノブイリの事故後、心臓病、腎臓病、免疫力の低下なども増えているのでとても心配です。ベラルーシでは一人の子供が二つ以上の病気を持っている子供が多いと言われています。

甲状腺、WBCのみならず、尿検査・血液検査・心電図など、検出限界値を低くした精密検査を行ってください。

5) 県外の高校へ編入を希望する生徒には、現在通学している高校と同等のレベルの高校を選択しやすくするなど、サポートをして下さい。

6) 現在も地震が多発し、また原発で事故が起きることを考えて、安定ヨウ素剤の配布、避難経路の確保と誘導・周知を国と県、及び市町村の合同責任において、生命を守ることを第一に必ず説明会を開いて下さい。未来を担う子どもたちの命を第一に考えてあらゆる対策を迅速に行ってください。

安全な環境で安心して学び個人の意思が尊重され、将来への希望が閉ざされることのないよう、願いを込めて要望致します。

以上

# 要 望 書

1. 低線量被爆を強いられて生活をする郡山市を異常と認め『非常事態宣言』を発令し、直ちに未来を担う子供たちを『中長期的集団保養』を実施させること
2. いまだ、安心出来る空間線量ではないため、各小中学校内・各教室内での窓の開放をして欲しくありません。しかし、暑さのあまり子どもたちの集中力の低下が心配されます。そこで、子供たちの学力向上のため、そして先生たちの快適な職場の確保のため各小中学校のそれぞれの教室にエアコンの設置を実施すること
3. 全天候型運動場（野球場・サッカー場・陸上競技場・プール等すべてを含む）の建設
4. 住民が納得する全住民対象にした定期的な健康診断の実施

3a郡山

郡山市桑野2-35-11-101

平成 24 年 9 月 5 日

郡山市議会  
議長 大内 嘉明 様

安全・安心アクション in 郡山 (3 a 郡山)

代 表 野口 時子

〒963-8025

郡山市桑野 2 丁目 35 番地 11 号

クリエートローレル 101 号

Tel & Fax 024-922-3367

「原子力事故による子ども・被災者支援法」に関する意見書の提出を求める請願書

## ○ 請願趣旨

子どもや妊婦が、原発事故が原因とされる病気にかかった場合の医療費減免や、特に子どもの生涯にわたる健康診断を国の責務と定めたことを中核とする「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」、すなわち「原子力事故による子ども・被災者支援法」が本年 6 月 21 日に衆議院本会議で可決・成立しました。

同法第 8 条では…国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。）で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。…と定めています。

その上で、郡山市の子どもたちの更なる被ばくを防ぎ、心身の健全な発達のため以下の事項について請願します。

## ○ 請願事項

次の事項を実現するよう国に意見書を提出することを求めます。

- 1、 小中学生を対象とした「全天候型屋内運動場」を建設すること。
- 2、 当該施設には、「屋内プール」も併設すること。

※本状は、郡山市議会に請願した内容ですが、国にも地元からこのような要望があることを伝えたいと思います。



## 原発事故子ども・被災者支援法への請願書

私達福島市に住んでいる母親達で今回『Happy Smile Fukushima』というNPOを立ち上げました。年経っても殆ど変わらないこの現状に自分たちで立ち向かい行動を起こそうと力を合わせて活動しています。

そんな中6月に国会で可決されたこの支援法が自分たちにとってとても身近で直結している法案であり、私達市民の声を聞いて作り上げていく支援法であることを知りました。

この支援法にご尽力して頂いた方々・賛同して頂いた議員の方々にこの場をお借りしまして感謝申し上げます。

せっかくこの支援法を中身の薄いものにしないうえにも市民の声を吸い上げ未来ある子ども達の為・福島の為には中身の濃いものになることを願っていると同時に、私達からも以下の内容を要望させていただきます。

～支援対象地域で生活している方々の為に～

### ❖医療の確保❖

甲状腺検査を半年に1回は実施・尿検査や血液検査も市民が望めば拒むことなく検査を受けさせてほしいです。検査結果はすべて開示する。

### ❖線量計の配布・線量計は今後もこの福島で生活していくには必要なものであると考えます。

危険な場所に近づかない・知ることが大切なのでぜひ各家庭に配布していただきたいです。

### ❖各小・中学校へのエアコンの設置❖

エアコンについては再三、県・市に対して要望してきましたが、未だに福島市については設置することに対して反対のようです。

反対の内容は電力を消費して節電にならない・配電盤の工事などで費用がかかる・窓を開けていても放射線の数値が変わらずよほど風の強い時でない限り健康に問題がない・子どもは暑い中で忍耐を養うなどの意見があったそうですが、私達保護者は1年前から子ども達の放射線に対する内部被曝を心配しているのですから学校という子ども達にとっての安全・安心な場所ということで上記のような大人達の意見はいかなものかと感じました。少しでも内部被曝の心配を軽減することに力を注いで頂くためにもエアコンの設置は強くお願いしたいです。

### ❖子ども達の屋外活動の機会を増やす❖

現在屋外活動については1日3時間と限定されています。

しかし子ども達が伸び伸びとこの3時間体を動かしているか？

それは動かせていないというのが現状だと思います。いくら数値が低くなってきているとはいっても戸外で遊ばせるということは無駄な線量を浴び内部被曝につながると考えられます。その為学校でも体育の時間や休み時間など未だに教室で過ごす子どもたちがいるのです。

いくら県が市が大丈夫と言っても未だ進まぬ除染がされていない学校周辺の環境下で外に出すというのはそれは酷なことだと思います。

もちろん保護者も外で遊ばせたいです。子ども達は私達以上に外でおもいっきり走って友達と笑いあいたいと思っています。その為には、学校で内部被曝の心配のない県外(近隣の県)への屋外の校外学習の場を増やし心身ともにリフレッシュ・成長につなげて頂けるようお願いしたいです。この屋外活動については不公平のない様各学校の校長先生の判断ではなく県・市・教育委員会が子ども達に寄り添い決めて頂きたいです。

### ❖屋内施設の充実❖

屋内施設についても再三至るところから要望が上がっていると思います。私達の住む福島市にもいくつか作られました。しかし今出来ている屋内施設で多いのは砂場です。外で土を触れない現状の中未就園児のいる家庭にはいいと思いますが、この震災から1年子ども達の体力が低下して

いるのは事実でそれを補う為にどうすればいいか？ そう考えたときに砂場？ どうでしょうか・・・？  
郡山ではペップキッズのように砂場だけでなく専門の先生の指導の元、体力の低下を補うために手・足を使った遊具などが作られています。  
ただ、作るのではなく手・足・体全体を使って遊べる遊具を設置して頂けるようお願いしたいです。  
また、いつでも行けるように福島市に・街の中心地付近に造って頂けるのが望ましいです。

#### ❖ 体育館の開放・・・

屋内施設の充実のひとつとして学校の体育館の開放もお願いしたいです。これについてもきつと市・教育委員会などからいろいろと意見もあるとは思いますが・・・学校が終わってから校庭で遊ばせたり家の中でテレビなどを見ているよりも体育館が開放されていれば内部被曝の心配もなく、一番身近な屋内遊び場の一つとしてとてもいいと思います。また開放される際、子ども達だけではもちろん危険ですので誰か大人の方が見守るのが理想です。先生は時間外でもやることもあり忙しいですし、保護者が当番制やボランティアで行うのも負担になり無理が出てきます。もし可能であれば、市が雇用して各学校に派遣すれば先生・保護者に負担にならず、仕事を探している人にとっても雇用の促進にも繋がりのいいことではないかと思えます。  
ただ遊ぶだけでなく放課後を使って週に2~3度スポーツ指導員の方などをお願いして活動をすれば子ども達の体力の向上にも繋がるのでは？と考えています。

#### ❖ 食の安全・安心の確保・・・

学校給食についてですが、今は毎食検査機にかけてベクレルを量れるようになりました。それは安心という意味ではいいと思いますが・・・使われている食材の産地の呈示については学校によってばらつきがあります。やはりどこの食材がつかわれているのか？ については保護者としては気になる場所ですので表示して頂きたいです。スーパーなどで売られている野菜ですが、産地の表示は昨年度に比べると表示されていると思います。もう一步ベクレル表示までして頂けると買う側としては安心して購入できるのでお願いします。

#### ❖ 放射線量の低減・・・

今現在市では除染計画に従い線量の高い地域から除染を進めています。  
私達がどんなにスピード感を持って除染してほしいと願っても実際自分たちが住む家や学校の通学路など福島市全体の除染が終わるのは3~4年後でしょう。除染作業はとて一筋縄ではいかない・とてもデリケートな問題であることは私達市民も理解しています。  
ですが、線量の高い地域と同時進行で1日でも早く子ども達が通う通学路の除染や皆が集まる集会所・公民館など私達保護者は各地区のホットスポットや子ども達に関わる場所を優先的に実施してほしいと考えています。  
今回市から市の除染計画とは別にホットスポット対策として各自治体に放射能除染対策委員会を立ち上げて市と協力して市の除染計画を待たずにホットスポットの場所を個別に除染していきましようというお話がありました。これによって通学路などが優先的に除染され線量が軽減されることを期待していますが・・・市ばかりに頼るのではなく私達保護者も除染作業に参加し子ども達がよりよい学校生活が送れるように手助けするひつようがあるのでは？と考えています。  
しかし、ただ一概に素人が除染しても意味がありません。1回や2回の除染の講習を聞いても無理だと思っています。  
やはり除染をする際は専門の方をお呼びして一緒になって取り組める体制作りをお願いしたいです。そして学校の周辺や通学路を除染する際のボランティアの斡旋などもしていただけると助かります。学校周辺の除染を保護者だけで行いたいと思っても共働きの人が多く思ったほど人数が集まらないといった学校もありました。除染作業はかなり労力を要しますので人数が多いに越したことはないと思います。また町会で除染といっても高齢者の方が多いので尚一層の手助けが必要です。

#### ❖ 心身ともにリフレッシュする為に・・・

私達福島市民はこの地に生き続けることを選択しました。  
しかし・・・この地に住むということは何十年も先の見えない放射能の不安とストレスを抱えながら過ごしていくということです。  
このままでは心身ともに健康面で影響が出てきてもおかしくありません。そうならない為にもこれが

らも私達に必要な支援は保養です。低線量被曝をし続けている私たちから、特に子ども達からセシウムやストレスを取るには定期的な保養は欠かせないものだと考えています。

今も他県の方々には子ども達の為に保養プランを作って助けてくれています。とても一言では言い表せないほど感謝しております。しかしこの保養は国が支援し県・市が継続的に実施していかななくてはならないと思います。学校単位・学級単位で線量の低い地域へ・県外へ連れていく(各学校長の判断ではなく統一して回数的にも平等にする)

また、今福島市にある『ふくしまっ子事業』は子ども5人以上からと使いにくく、しかも県内でしか使えません。これでは何のための事業なのか？わかりません。共働きの世帯や未就園児のいる世帯では使えませんし、この事業は幼児に対して保護者1人の補助しか出ないので幼児のいない家庭にとっては保護者2人分の出費になります。

常日頃、この原発事故がなければかからなかったであろう出費がかさむ中、保養の為に保護者2人分の出費を家庭から捻出するのはとても厳しいのが現状です。ですからしっかりと国からの支援が必要なのです。保養とは子ども達だけを県外に出しセシウムを抜くのは勿論のこと(サマースクール・リフレッシュキャンプ等)・保護者もストレスを抱えながら生活しているので家族と一緒に県内・県外で保養に行ける体制を整えてほしいのです。(未就園児しかいない家庭も含めて)

また、県外の保養に関しては協力して頂ける宿泊施設(ホテル・旅館・民宿・ペンション等)と県が提携して利用できるようにしてください。

切実に願っています。(平等に使えるように、自分達の行きたいときに使えるようチケット制にすると使いやすいと思います。)

#### ✿ 高速道路の無料化・・

上記の保養にも関連します。必ず必要なものです。

他県に自主避難している方はもちろん私達も毎週末や長期の休みを利用して保養に出かけます。その際必ず高速道路は使用します。行く場所にもよりますが、1回の保養に出かけるのに往復で最低でも3~4千円かかります。これを毎週末続けて1カ月にすると高速の使用料金だけでかなりの出費です。この生活をこれからも無料化なしに続けることはきっと家計に負担になり福島に住むことさえ苦しくなってくると思います。国は速やかに無料化に対応して頂きたいと思います。

#### ✿ 国・東電による精神的な賠償・・

計画的避難地域等の方達のご苦労も計り知れないものがあると思いますが、この福島市にとどまって生活している私達も低線量被曝というこの先健康被害など誰にもわからない未知のものに対する不安・ストレスを抱え日々生活しています。私達に対する精神的な賠償は3月に支払われた9カ月分の賠償1回のみです。税金等で優遇されているわけでもなく、何か手当が出ているわけでもありません。ただただ精神的なストレスと共に生活費が圧迫されていくだけです。もう少し真剣に避難地域ばかりでなく私達留まっている人たちにも目をむけて、この先何十年と放射能に対する不安を抱えて生活していくわけですからしっかりと賠償を約束していただきたいです。

#### ✿ 福島市などは市民の要望を踏まえて、被ばく低減策を実施してください

～支援法を地域レベルで実施するために、常設的な機関または定期的な会合が必要

私たちは福島市に対して、子どもたちが日常的に通う道の線量の低減や、復興を宣伝するためのイメージを演出するために、子どもたちを祭やイベントにかりださないで、といったことを伝えたいと考えていますが、そのためのチャンネルがありません。いままで個人レベルでは、いくら声をあげても、その声は行政には伝わりませんでした。

福島市に、子どもたちの被ばく低減策をちゃんと実施してもらうため、市民委員会などの常設機関の設置または定期的な会合を行うことを要望します。

以上、上記の通り、私達は福島の子どもの未来の為に私達の生活の為に要望します。

国・県・市の利益や怠慢ではなく私達の気持ちに寄り添い、中身のある支援法になりますよう期待しています。何卒よろしく願いいたします。

『Happy Smile Fukushima』一同  
代表 菅野 千絵

# 要 望 書

## (福島大学安全安心な教育環境をめざす保護者の会)

<大学生、専門学校生など 20 歳前後の若者の教育環境について>

①子どもの定義を未成年とし、十分な配慮をしてください。

私たちは未成年まで「子ども」と捉え、その生活環境の実施が優先的に実施されることを強く望んでいます。今後次世代を産み育てる年齢の者は、国の責任で十分配慮されなくてはなりません。幼稚園、小中学校のみならず、高校、大学、専門学校など 20 才前後までの者が長時間を過ごす教育機関の施設を確実に優先的に除染されることを要望いたします。

<国立福島大学および、福島県内高線量地域における大学の教育と生活上の支援について>

(福島大学安全安心な教育環境をめざす保護者の会)

3.11 の大震災、原発事故以降、福島大学では除染、放射線防御対策の周知、休学要件の緩和等、放射線に対する不安を抱く学生のために、種々の対策を実施してくださり、保護者としては大変感謝しています。しかしながら、福島市金谷川に位置し、山林に囲まれた広大なキャンパスでは、学生が頻繁に滞在する広場グラウンド、サークル棟周辺、野外ステージ、また側溝などホットスポットの除染は終了、またこの夏休み中に実施しますが、それ以外通路、階段、駐車場などについては実施する話は聞いておりません。周囲山林については、大学としては除染は実施しない方向と聞いております。(2012 年 8 月 5 日のオープンキャンパスにて)また放射線量の数値については、種々の対策にもかかわらず、除染実施場所につきましても 0.23  $\mu$ シーベルトを下回らず、その他の場所は 0.5 ~ 1.0  $\mu$ シーベルトとなっており(福島大学 HP <http://www.fukushima-u.ac.jp/guidance/top/fukudai-housyasen.html> 参照)、残念ながら簡単には低下する気配は認められておりません。福島大学金谷川キャンパス、そして福島市自体が広大な山林に囲まれている関係上、今後、除染等も短期間に効果的に実施することは困難と考えられます。

学長、そして文部科学省のご見解としては、長期的には一般公衆の通常時の被ばく限度である年間 1 ミリシーベルト以下の被ばくを目指す、と聞き及んでいます。その長期的なスパンについては明らかになっていませんが、私たち保護者としては、今後結婚や出産を控える 20 歳前後の若者たちを、年間 1 ミリシーベルトを超える環境に置く事には強い不安を感じています。

数百年に一度という未曾有の震災、そして原発事故。将来、決して就職差別や結婚差別があってはなりません。福島県内 23 市町村の自主避難者と避難せずにとどまった滞在者を一律賠償の対象とすることが決定され、自主避難の合理性も認められた経緯もあります。また、チェルノブイリ原子力発電所事故以降のウクライナでは年間 1 ミリシーベルトを超える地域が「移住権利地域」だったことを考えると、本来ならば「移転」を望むことが当然だと考えております。が、その実現はすぐには不可能と存じます。

緊急の対策として私どもとしては、福島市を離れる決意をした学生については、学業が継続できるような措置をとっていただきたい、福島市に残る学生については、徹底した放射線防御対策をとっていただきたい、と考えるものです。よって今回は大学にも要望している諸事項ですが、下記の点をご要望申し上げます。なお、以下対策については、福島大学のみならず、福島県内の放射線量が高い地域にある大学に適用されるべきと考えております。

### 【1】 福島市を離れたいと希望する学生のための対策

①福島大学では学生本人が受入大学を探さざるを得ない実態となっており、使いにくい制度となっています。大学として実施に際してのガイドラインを設定していただくとともに、他大学との折衝を含めての対応をお願いします。

②国全体として、今般震災による原発事故理由の特別枠を設け、編入学については通常 3 年次からの編入学となっていますが、他大学との連携協定(後述④)により、他の学年次(2 年次など)での編入学を可とっていただきたい。

③他大学での受講による単位取得、単位互換についても、今般震災等を鑑み、互換可能な科目の弾力化、単位の拡大を図り、他大学での履修をやすくしていただきたい。

(参考) 大学設置基準(昭和三十一年十月二十二日、文部省令第二十八号)

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業

科目の履修により修得したものとみなすことができる。

④上記を可能とするために、福島大学が先頭に立って、今般の震災等にかかる他大学との連携協定を締結していただきたい。国立大学協会は、「東北地方太平洋沖地震による被災大学の学生・教職員へ第2段階の支援について(お願い)」(国大協企画第207号、平成23年3月30日)により、会員校に対して被災地域の大学の学生への学習支援等(「被災学生・大学院生の講義の履修・聴講」など)を依頼しています。全国あるいは東北の国立大学等において、単位取得、単位互換及び編入学についてのネットワークをつくり、希望する大学との対応が円滑に行なわれるシステムを構築していただきたい。

⑤福島市を離れた学生が引き続き福島大学の授業を受けられるように、インターネット等を利用して自宅で受講できる科目等の新設をご検討されたい。

## 【2】福島市で学びつづけることを希望する学生のための対策

今後も長期にわたり、年間積算放射線量が1ミリシーベルト以下に下がらないと予測されるため、国としても以下対策が実施されるよう、ご尽力ください。

①学生の生活全般において、被ばくの低減への注意喚起。

②学生が孤独の中で放射線に関する不安に悩むことがないよう、単に相談窓口を設置するだけでなく、アンケート実施、教員との相談、ピアカウンセリング、ピアサポートなど、相談しやすい方法を熟慮した精神的支援を充実させ、各人が諦めることなく積極的に対策を講じられるような環境の構築。

③通常健康診断に加え、ホールボディカウンターによる内部被ばくの測定、甲状腺検査など、放射線による健康被害のチェックの定期的な実施。

④大学生協食堂で使用される食材の線量測定の実施。(個々の食材ではなく、代表的な献立(複数)の1食分の放射線総量を計測する方式)

⑤キャンパス内除染中の放射線防護対策の周知徹底。

⑥福島大学生協が紹介する学生住居について、室内外の放射線量の情報提供。

⑦金谷川キャンパスを離れて、低線量の地域で集中講義を行うなど、少しでも被ばくを低減する方法での授業実施。

⑧授業、フィールドワーク、サークルなどの金谷川キャンパス内外での屋外活動における放射線被ばく量管理。特に学生から不安があると申し出がある場合についての適切な対応。

⑨金谷川キャンパス外の高線量地域での屋外でのボランティア活動(除染作業含む)等に参加しない呼びかけ。

⑩保護者の不安を軽減のための情報提供、アンケート調査等対策の実施。保護者が学生の放射線防御対策について協力できる環境整備。

## 【3】緊急時の屋内退避・避難対策について

福島第一原子力発電所が廃炉になるまでには数十年という時間がかかる。再び地震、津波が起こるなど、万が一大量の放射線物質が放出された場合を想定し、ヨウ素剤、マスク、簡易レインコート、屋内退避用飲料、避難用バスなど、緊急時の屋内退避・避難に備えてあらかじめ万全の対策を整備。

## 【4】放射線防御対策の予算について

放射線防御対策にかかる予算については、大学が負担をすることがないよう、あらゆる手段を講じること。

## 【5】「原子力災害をめぐる講義、他関連科目」について

原発事故による地域への影響や復興などを学ぶ際、学生がさまざまな見解を知り個人としての考え方を導けるよう、様々な講座を設けること。放射線に関する科学的知識を身につける上で、放射線の人体を含む環境に与える影響について、特定の学説、主張に偏ることのないよう、自由な学び、議論の場の確保につとめること。

## 【6】先般連携協定を結んだ日本原子力研究開発機構(JAEA)の学内での取り組みについて、定期的に情報開示する体制構築。

以上、福島大学、および他大学、専門学校などが良質な教育機関としてこれからも存続し続け、優秀な人材を輩出していくために、また後に今回の原子力発電事故に対する各機関の対策を検証する際、現地大学として国内外の評価に耐え得る存在であるために、これらの要望に対して真摯に向き合う必要があると思います。どうか、この要望を十二分にもご検討いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

2012年9月10日

総理大臣 野田佳彦 様  
厚生労働大臣 小宮山洋子様

ふくしま集団疎開裁判の会  
代表 井上利夫  
世話人 駒崎ゆき子  
連絡先 024-954-7478

## 放射能から命を守る要望書

私たちの会は「14人の勇気あるお子さんが郡山市を相手に「年間1mSv 以下の安全な場所で学校運営をすること」を求める仮処分の申し立てをしている通称「ふくしま集団疎開裁判」を支援する会です。

福島県郡山市は、今でも空間線量 $0.54\mu\text{SV/h}$ ありほぼ放射能監理区域です。爆発当時は空間線量 $24\mu\text{SV/h}$ ありました。しかし情報は政府が流した「直ちに健康に害があるものではありません」ただひとつでした。私たちは地震でライフラインがだめになり、食料を求めスーパーに行列、水を求め給水車に行列をし、無用な被曝をしてしまいました。

しかし、今年度に入ってから学校の3時間ルールは無くなり、屋外プールは始まり、各行事は復興の名の元に、子どもを安全のシンボル使い、通常通り開催されています。自主避難している親子にも、早く帰って来いコールのストレスや経済的にも追い詰められている相談が増えています。

6月に制定された「被災した子どもや住民の支援法」には医療費の支援や避難。保養についても明記され、私たちは期待をしていますが、ぜひ福島の子も達を1ミリシーベルト以内の安全な場所に公的に避難させてほしい。公的な避難・保養でないとならぬ諸事情により動け親子が多いのです。また、福島に住む子ども達の将来の健康やすべての住民の健康を守るためあらゆる政策をお願いしたく下記の要望いたします。

### 記

- 1、年間被曝量1ミリシーベルト以内の安全な場所での学校運営
- 2、子どもの健康管理特に「甲状腺」「内部被曝検査」「ホルモン検査やDNA検査などの無料化と充実。{甲状腺検査は10月にならないと受けられない現実はあまりにも遅すぎます}
- 3、甲状腺検査については35%のう胞が見つかった中、映像データの情報開示やセカンド・オピニオンの自由と補助。
- 4、郡山市内の学校の教室にはエアコンが入っていません。この猛暑に中の教室は勉強に集中できる状態ではありません。各教室にエアコン設置。
- 5、子どもだけではなく大人にも医療費の無料化
- 6、ここ福島に住む大人にも1ヶ月以上の放射能からの保養休暇制度。  
{親に保養休暇が認められれば、家族で避難や保養が出来ます}

以上

**■以上、11通(団体・個人)の要望書を、福島みずほ事務所のご尽力でジャンル分けしていただき各省庁に申し入れました。**

福島原発被災避難者からの要望

2012年9月13日  
社民党福島みずほ事務所

○保養について 【復興庁】

- ①旅費等の支援をしてほしい。
- ②公的な避難用宿泊施設をつくってほしい。

○自主避難について 【復興庁】

- ①県内自主避難者への公的支援を求めたい。
- ②県外自主避難者への公的支援を求めたい。
- ③ふくしまっこの「子ども5人以上」の規定は撤廃できないか。

○健康管理及び健康検査について 【厚生労働省】

- ①甲状腺検査におけるセカンド・オピニオンを保障してほしい。
- ②県内在住者はもちろん、県外避難者も含めて、甲状腺検査を今後も継続的に実施してほしい。
- ③子どもも大人も、甲状腺検査、血液検査、尿検査等の定期精密検査を無料で実施してほしい。
- ④県内在住者はもちろん、県外避難者であっても、子どもも大人も、ホールボディカウンターでの検査を受けさせてほしい。
- ⑤被ばく手帳または健康管理手帳を配布して、継続的なデータの確認ができるようにしてほしい。
- ⑥現在、放射線量が低いところに住んでいても、一時期でも高い放射線量の地域に住んでいたことがあれば、検査対象にしてほしい。

○学校に関する要望 【文部科学省】

- ①奨学金の拡充をしてほしい。
- ②全天候型の屋内運動場を設置してほしい。
- ③プールを屋内プールにしてほしい。
- ④エアコンを設置してほしい。
- ⑤学校の体育館を放課後や休日にも開放してほしい。
- ⑥小学生、中学生、できれば高校生にも、全員に積算線量計をもたせてほしい。
- ⑦通学路の除染を徹底してほしい。
- ⑧高校の敷地においても1 mSvの遵守してほしい。
- ⑨校舎内外の汚染マップを作成し、周知徹底また徹底除染してほしい。
- ⑩子どもたちが、福島県外での長期保養を国の費用で実現してほしい。
- ⑪福島県外への転校を希望する生徒がスムーズに転校できるための支援を実施してほしい。

○大学生について 【文部科学省】

- ①編入学の枠や受け入れを増員してほしい。
- ②他大学での単位取得、単位互換について、その認められる単位数を増やしてほしい。



③自宅で受講できるような体制をつくってほしい。

○障がいをもつ人への支援 【厚生労働省】

①障がいを持つ人や難病、要援護者の視点に立った緊急時避難計画の策定及び実施を徹底してほしい。

②障害をもつ人が、家族の同伴なくとも、保養に行ける体制をつくってほしい。

③緊急時の手話通訳士の確保のためのデータベースを作成してほしい。

④一人ひとりの障がいをもつ人について、誰が、どこに、どのような交通手段で、どのように避難するのかをある程度決めておいてほしい。

⑤一人暮らしの障がいをもつ人、またはそれに準じる家庭について、救援物資の配布など、特別な配慮が必要である。

⑥緊急時には、車いすの人たちを移動させることができるような車両を日ごろから用意して、そのような車両を増やしてほしい。

⑦避難した障害をもつ人への情報提供の在り方についても、シュミレーションし、定期的な訓練が必要ではないか。（このなかには、もちろん、視覚障害者が入る）

⑧福祉サービスを利用していない障害をもつ人もいる。そのような人が、緊急時に相談できる窓口はどこなのか明確化し、緊急時にも、すぐに開設してほしい。

⑨原発事故など災害時の介護支給時間数は、1日24時間など、緊急時の時間数を決めておいてほしい。

⑩長期化する避難生活において、障害をもつ人が住める住宅への配慮が必要。阪神淡路大震災の際の教訓が今回も活かされなかったのが残念である。【この部分国土交通省】

⑪薬などが手に入らないため、病状が悪化するケースが相次いだ。平時から、医療機関との連携と避難した際の対応についての協議が必要。

⑫人口透析について、放射能の影響がない水を確保し、実施されているかの確認がされているか。

⑬体育館などの避難先での障がいをもつ人のためのトイレ、ベッド、着替え場所確保についての配慮が必要。

⑭避難の際には、自主的か否かにかかわらず、子ども、妊婦、障害をもつ人を優先して避難させてほしい。

⑮原発事故によって避難指示がある地域で、緊急時の対応をしなければならない介護職員やヘルパーについては、その治療や検査の責任は、国にあるのではないか。

⑯障がいをもつ人が福島県内に留まる場合は、放射線に関する情報、検査の実施を含めて健康管理に関する情報を十分に提供されること。

⑰原発がなければ人工呼吸器などの電気供給に支障がおきるなどと、原発推進のダシにしないでほしい。

⑱原発事故に関連して、福島県内はもちろん、福島県外に避難している者に対しても障害を持つ人、また難病や要援護者についてリスクが高いグループとして、在住する自治体において特別な支援策を実施してほしい。

○交通に関する要望 【国土交通省】

①高速道路の無料化をしてほしい。

②避難先から福島への移動の交通費について、支援してほしい。

○家に関する要望 【国土交通省】

①二重ローンについての方策をなんとかしてほしい。

②借り上げ制度については、借りる家の変更を認めてほしい。

③自主避難者への住宅契約期間は2年とのことだが、延長されるのか。延長してほしい。

○手続きに関する要望 【総務省】

①住民票を移さないで避難することはできないか。

②住民票を移さないで、福島県外の高校等に受験できないか。 【文部科学省】

○食品の安全について 【消費者庁】

①食品にベクレル表示をしてほしい。

○保育園について 【厚生労働省】

①避難者については、公立保育園への優先的入園を認めてほしい。

○情報の共有について 【総務省？】

①避難している人に対する広報を強化できないか。

○放射線量の軽減のための対策について 【厚生労働省】

①各家庭に線量計を配布してほしい。

②除染をする際に、専門家と共に、地域の人たちがお手伝いできるようなスキームを用意してほしい。

③ホールボディカウンターをもっと地域に配置してほしい。

④低線量被ばくについての調査研究を進めてほしい。

○避難について

①安定ヨウ素剤の配布について明示されたい。 【厚生労働省？】

②避難経路の確保と誘導について明示するとともに、徹底されたい。【総務省？】